

## 25 千葉県特定計量器等に係る立入検査実施要領

平成12年4月1日施行

最終改正 平成17年7月1日施行

### (目的)

第1条 この要領は、計量法（平成4年5月20日法律第51号（以下「法」という。））第148条の規定に基づく特定計量器等の立入検査（以下「立入検査」という。）について公平かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定める。

### (立入検査の対象)

第2条 立入検査を実施する対象は、次のとおりとする。

#### (1) 特定計量器に係る立入検査

- ア タクシーメーター
- イ 質量計
- ウ 水道メーター
- エ 燃料油メーター
- オ 液化石油ガスメーター
- カ ガスメーター（都市ガス・LPG）
- キ 温水メーター及び積算熱量計
- ク 電気計器
- ケ その他法第72条第2項に規定する検定有効期間を定める特定計量器及び法第75条で定める特定計量器

#### (2) 計量関係事業者に対する立入検査

- ア 届出製造事業者（電気計器を除く。）
- イ 届出修理事業者（電気計器を除く。）
- ウ 届出販売事業者（電気計器を除く。）
- エ 計量証明事業者（一般・環境）
- オ 適正計量管理事業所
- カ 計量士
- キ 指定定期検査機関

#### (3) その他消費者等の苦情及び相談のあった事業者に対する立入検査

2 前項に規定する立入検査対象を適切に管理するため、毎年4月までに、関係機関から名簿を収集する等の方法により実態を把握し、台帳を整理するものとする。

### (実施時期及び周期)

第3条 立入検査の周期については、次のとおりとする。

#### (1) 特定計量器に係る立入検査

特定計量器に係る立入検査の周期は別表1第3欄に掲げるとおりとする。

#### (2) 計量関係事業者に対する立入検査

計量関係事業者に対する立入検査の周期は別表2第3欄に掲げるとおりとする。

2 立入検査の実施時期については、毎年4月に当該年度事業計画を作成し、計画に従い実施するものとする。ただし、第2条第1項第3号については、早急に、かつ、臨機応変に対応するものとする。

(協議)

第4条 第2条第1項第2号に定める事業者に対する立入検査を実施するとき又は管轄地域が重複するとき若しくは単独での検査が困難であると判断したときにおいて必要があると認めるときは、千葉県計量検定所（以下「検定所」という。）と事前に法第155条の協議を行い、協力を依頼するものとする。

また、検査を実施するにあたり、関係団体の協力を必要とする場合についても、当該機関と協議し、協力を依頼するものとする。

(立入検査を実施する者)

第5条 立入検査を実施する職員は、計量法施行規則（平成5年10月25通商産業省令第69号（以下「施行規則」という。）第104条に定める証明書（以下「検査員証」という。）の交付を受けた者（以下「検査員」という。）とする。

2 検査員は、立入検査を実施するときは、前項に規定する検査員証を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(通知)

第6条 立入検査を実施するときは、立入検査対象者に対し、あらかじめ実施期日又は期間、及び主な検査項目等を通知するものとする。ただし、第2条第1項第3号の規定に基づいて立入検査を実施するときはこの限りでない。

(検査内容)

第7条 立入検査の内容は、次のとおりとする。

(1) 特定計量器に係る立入検査

特定計量器に係る立入検査内容は別表1第2欄のとおりとする。

(2) 計量関係事業者に係る立入検査

計量関係事業者に係る立入検査内容は別表2第2欄のとおりとする。

(違反行為等の定義)

第8条 立入検査の違反行為及び指摘事項（以下「違反行為等」という）の定義は次に定める事項の他、各検査事項の結果により判断する。

(1) 特定計量器に係る立入検査

ア 違反行為

(ア) 検定等の有効期間を経過した計量器を使用している場合。

(イ) 封印の欠損している計量器を使用している場合。

(ウ) 取付け姿勢が定められた方法に一致しない場合。

(エ) 法で定められた検査を受けていない計量器を取引・証明に使用している場合。

(オ) その他計量関係法令に定める合格条件に適合しない計量器を使用している場合。

イ 指摘事項

(ア) 使用公差を超過した計量器を使用している場合。

(イ) 管理台帳と検定の有効期間等が一致しない場合。

- (ウ) 封印の状態が不良の計量器を使用している場合。
- (エ) その他、取引・証明における計量を実施するに当たり、正確に計量することができない状態の場合。

(2) 計量関係事業者に係る立入検査

ア 違反行為

- (ア) 法で定められた届出事項について届出されていない場合。
- (イ) 計量関係法令に定められた検査が規定どおりに実施されていない場合。
- (ウ) その他計量関係法令に定める条件に適合しない場合。

イ 指摘事項

- (ア) 特定計量器の検査の為の器具、機械又は装置の状況が著しく悪い場合。
- (イ) 管理規程に定められた検査が規定どおりに実施されていない場合。
- (ウ) 管理規程等に定められた計量管理に関する規定が遵守されていない場合。
- (エ) その他、適正な計量の実施の確保に支障を生じている場合。

(違反行為等に対する処置)

第9条 立入検査を実施した事業所に前条の違反行為(法第10条第1項の義務を含む。)等が認められた場合には、次のとおり扱うものとする。

(1) 特定計量器に係る立入検査

- ア 立会者に対し、違反行為等の内容及び理由を告知し、早急に改善するよう指導する。  
また、当該事項が違反行為であるときは、現認書(様式1)を作成し、その確認を求める。
- イ 法第151条第1項又は法第153条第1項の規定に基づき、検定証印等を除去するときは、法第151条第4項又は法第153条第3項により処理する。
- ウ 立入検査時に違反行為の改善が困難であると判断したときは、勧告書(様式2)を発行する。
- エ 正当な理由なく前号の勧告に応じない者については、警告書(様式3)を発行する。
- オ 正当な理由なく前号の警告に応じることなく、かつ、改善の意思が認められない場合は、告発等を考慮する。

(2) 計量関係事業者に係る立入検査

- ア 立会者に対し、違反行為等の内容及び理由を告知し、早急に改善するよう指導する。
- イ 当該違反行為等により、適正な計量の実施の確保に著しい支障が生じていると判断したときは、法第10条第2項の規定に基づく勧告書(様式1)を発行する。
- ウ 正当な理由なく前号の勧告に応じない者については、警告書(様式2)を発行する。
- エ 正当な理由なく前号の警告に応じることなく、かつ、改善の意思が認められない場合は、公表することを考慮する。

この場合において、当該違反行為等が法に定める指定の取り消し、改善命令等の処分の要件に該当するときは、当該処分の適用を検討するものとする。

- オ 上記イ・ウ・エを実施する場合において、必要と認める場合には、検定所等と協議するものとする。

(改善報告書の徴収等)

第10条 前条に規定する勧告又は警告を行ったときは、改善計画書を提出させ、当該事項に係る改善結果の報告を徴収するものとする。

2 改善結果の報告を受けた場合は、必要に応じて再度立入検査を実施する。

(報告書の作成)

第11条 本要領の立入検査を実施した場合は、報告書を作成し、対象者に結果を通知するとともに必要に応じて関係機関に報告するものとする。

(台帳への記載)

第12条 立入検査を実施した場合は、第2条第2項に規定する台帳へ検査結果を記載する。

2 台帳等の保存期間は、事業所の存在する間とする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から実施する。

別表 1

対象特定計量器	検査内容	検査周期	関係法令等
<p>1 タクシー メーター</p>	<p>(1) タクシー事業所において以下に掲げる検査を行う。</p> <p>ア 認可台数及び稼働台数に係る検査</p> <p>イ 管理台帳との整合性に係る検査 (装置検査有効期間・装置検査済証印の確認)</p> <p>ウ その他メーターの管理状況に係る検査</p>	<p>必要の都度</p>	
	<p>(2) ターミナル等で客待ちのタクシー及び必要と認める事業者の駐車場において以下に掲げる検査を行う。</p> <p>ア 装置検査有効期間の遵守状況に係る検査</p> <p>イ 検定証印、装置検査済証印、封印の状態に係る検査</p> <p>ウ 装置検査済証の保管状況に係る検査</p>	<p>必要の都度</p>	<p>法第151条 第1項各号</p>
<p>2 質量計</p> <p>法第19条第1項に規定する定期検査の受検義務を有する特定計量器</p>	<p>(1) 原則として量目立入検査時に以下に掲げる検査を行う。</p> <p>ア 定期検査の受検状況に係る検査</p> <p>イ 水平・設置場所等、計量器の使用状況に係る検査</p>	<p>10年に 1回以上</p>	<p>法第151条 第1項各号</p>
	<p>(2) 法第19条1項に規定する定期検査を受検しない者について以下に掲げる検査を行う。</p> <p>ア 計量器の使用の有無に係る検査</p> <p>イ 計量器の使用方法に係る検査</p> <p>ウ 使用する計量器の種類・能力・器物番号・検定証印に係る検査</p>	<p>必要の都度</p>	<p>法第151条 第1項各号</p>
<p>3 水道 メーター</p>	<p>(1) 水道事業者について以下に掲げる検査を行う。</p> <p>ア メーターの管理状況に係る検査 (検定有効期間等)</p> <p>イ 封印の状態に係る検査</p> <p>ウ 取り付け姿勢に係る検査</p>	<p>8年に 1回以上</p>	<p>法第151条 第1項各号</p>

	(2) 子メーターについて、可能な範囲で管理者の協力を要請し、(1)に準じた検査を行う。	10年に 1回以上	法第151条 第1項各号
	(3) 苦情の対応等により器差検査を実施する必要がある場合には、検定所に協力を依頼する。	必要の都度	
4 燃料油 メーター	(1) ガソリンスタンド、その他の燃料油を販売する事業所において以下に掲げる検査を行う。なお、エに掲げる検査は必要と認めるとき、かつ、危険物取扱者の立会いがあるときに実施する。 ア 計量器の使用状況に係る検査 イ メーターの管理状況に係る検査 ウ 封印の状態に係る検査(規模に応じて必要な数) エ 器差検査	10年に 1回以上	法第151条 第1項各号
	(2) 検定所所有の検満メーターリストに基づき以下に掲げる検査を行う。 ア 当該計量器の使用状況に係る検査 イ 検定受検の予定	必要の都度	
5 液化石油 ガスメーター	(1) LPGガススタンド等において、燃料油メーターに準じて検査を行う。(器差検査は除く。)	4年に 1回以上	法第151条 第1項各号
6 ガス メーター	(1) 都市ガス供給事業者について、以下に掲げる検査を行う。 ア メーターの管理状況に係る検査 イ 管理台帳との整合性に係る検査 ウ 封印の状態に係る検査 エ 取り付け姿勢に係る検査	5年に 1回以上	法第151条 第1項各号
	(2) 子メーターについては、可能な範囲で管理者の協力を要請し、(1)に準じた検査を行う。	10年に 1回以上	法第151条 第1項各号
	(3) 家庭用LPG供給事業所について、都市ガス用メーターに準じた検査を行う。	10年に 1回以上	法第151条 第1項各号

7 温水メーター 及び積算熱量計	(1) 熱供給事業所について以下に掲げる検査を行う。 ア メーターの管理状況に係る検査（検定有効期間等） イ 管理台帳との整合性に係る検査 ウ 封印の状態に係る検査 エ 取り付け姿勢に係る検査	8年に 1回以上	法第151条 第1項各号
	(2) 子メーターについては、可能な範囲で管理者の協力を要請し、(1)に準じた検査を行う。	10年に 1回以上	法第151条 第1項各号
8 電気計器	(1) 子メーターについて、可能な範囲で管理者の協力を要請し、以下に掲げる検査を行う。 ア メーターの管理状況に係る検査（検定有効期間等） イ 管理台帳との整合性に係る検査 ウ 封印の状態に係る検査 エ 取り付け姿勢に係る検査	10年に 1回以上	
9 上記以外の 特定計量器	(1) 取引・証明に使用するものについて、原則的に法第151条第1項各号の検査を行う。	必要の都度	法第151条 第1項各号

別表 2

対象者	区分及び検査内容	検査周期	関係法令等
1 届出製造 事業者	<p>(1) 電気計器に係るものを除く当該事業者に対して以下に掲げる検査を行う。</p> <p>ア 特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の状況に係る検査</p> <p>イ 特定計量器の検査業務の履行状況に係る検査</p> <p>ウ 検査規則の制定及び遵守状況に係る検査</p>	必要の都度	法第43条、 第47条
2 届出修理 事業者	<p>(1) 電気計器に係るものを除く当該事業所に対して以下に掲げる検査を行う。</p> <p>ア 特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の状況に係る検査</p> <p>イ 特定計量器の検査業務の履行状況に係る検査</p> <p>ウ 検査規則の制定及び遵守状況に係る検査</p>	必要の都度	法第47条
3 届出販売 事業者	<p>(1) 当該事業所に対して以下に掲げる検査を行う。</p> <p>ア 販売しようとする特定計量器の状況に係る検査</p> <p>イ 法第52条第1項の遵守すべき事項の履行状況に係る検査</p>	必要の都度	法第52条 第1項
4 計量証明 事業者	<p>(1) 一般計量証明事業者に対して以下に掲げる検査を行う。</p> <p>ア 計量証明に使用する特定計量器、その他の器具、機械又は、装置の状況に係る検査</p> <p>イ 計量証明検査の実施状況に係る検査</p> <p>ウ 計量管理の状況に係る検査</p> <p>エ 事業規程の実施状況に係る検査</p>	必要の都度	法第116条 法第110条 第1項
	<p>(2) 環境計量証明事業について(1)に準じた検査を行う。</p>	必要の都度	法第116条 法第110条 第1項



5 適正計量 管理事業所	(1) 当該事業所に対して以下に掲げる検査を行う。 ア 特定計量器の検査の実施状況に係る検査 イ 計量管理の状況に係る検査 ウ 計量管理規程の遵守状況に係る検査 エ その他計量関係法令の遵守状況に係る検査	5年に 1回以上	法第128条 第1項
6 計量士	(1) 当該者に対して以下に掲げる検査を行う。 ア 定期検査に代わる計量士による検査の実施状況に係る検査 イ 計量証明検査に代わる計量士による検査業務の状況に係る検査	必要の都度	法第25条 第1項 法第120条
7 指定定期 検査機関	(1) 当該機関に対して以下に掲げる検査を行う。 ア 定期検査の遂行状況に係る検査 イ 業務規程の遵守状況に係る検査 ウ その他計量関係法令の遵守状況に係る検査	3年に 1回以上	法第28条
8 その他消費者 等の苦情・相談 のあった事業所	(1) 当該事業者について本要領の種別に規定する事項について立入検査を行う。	必要の都度	

様式1

## 計量法違反事項等現認書

### 1 現認の日時・場所

日 時 平成 年 月 日 (午前・午後) 時 分  
住 所 千葉市 区

### 2 違反事項及び罰則の規定

違反事項等	違反等の状況	罰則の規定

### 3 当該特定計量器

種類	型式 (能力)	器物番号	有効期限	備考

上記のとおり相違ないことを認めます。

平成 年 月 日

(立会者職氏名)

住 所 千葉市 区

事業所名

責任者氏名

印

立入検査実施者

## 改善勧告書

(あて先)

千葉市長

あなたは、下記のとおり計量法の違反事項を行っており、適正な計量の実施の確保する上で重大な支障を生じさせているので、直ちに改善するよう勧告します。

### 記

- 1 違反事実確認の日時及び場所
- 2 違反の内容
- 3 改善措置

## 警 告 書

(あて先)

千葉市長

あなたは、下記のとおり計量法の違反事項を行っており、そのままの状態、勧告した行為が続けられれば、法に基づき処罰（法第10条第2項の規定による勧告に応じない場合にあっては、公表。）されることとなりますので、直ちに改善されるよう警告します。

### 記

- 1 違反事実確認の日時及び場所
- 2 違反の内容
- 3 警告内容